

最近寄せられた『よくある質問』集——その43——

問一 当社では、震災の影響で、3月から4月の所定労働日のうち10日を休日にし、通常の賃金を

り替えて労働させる日には賃金を支払わなくともよいでしょうか。

60%）の支払いが必要ですが、御社は、法を上回る通常の賃金を支払ったものと理解されます。

ですから、今後、所定

間が終了するため、退職までの間に年次有給休暇を全て使いたいと申し出ています。労災の休業期間中でも年次有給休暇を認めなければならないのでしょうか。

質問に答えます

答一 休日の振替とは、業務の都合等により、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休

日とする制度ですが、その要件は、①就業規則等の規定をし、②振替実施日の少なくとも前日までに振替日を特定する、とされています（昭23・4・19基収1397号、昭63・3・14基発150号）。

御社では、所定労働日を休日とする際に、労働フル操業になるため、それらの休日の振替といふことで、10月以降の休日のうち10日を労働日にすることは可能でしょうか。また、既に通常の賃金を支払っていますので、振

り替えて労働させる日には賃金を支払わなくともよいでしょうか。（昭24・12・28基発1456号、昭31・2・13基収489号）と

が、あと3か月で契約期が終了するため、退職までの間に年次有給休暇を取り扱う必要があります。労災の休業期間中でも年次有給休暇を認めなければならないのでしょうか。

ご質問の労災保険の休業補償を受けている期間は『業務上傷病の療養のために休業が必要』というだけで、労働義務が免除されているわけではありませんので、年次有給休暇を与えるなければなりません。また、その労働者は働くことができませんので、御社が時季変更権を行使する余地はありません。

この場合、心身の疲労を回復させるという本来の趣旨にそぐわないとも思われますが、年次有給休暇は労働者の権利で、休業補償給付よりも年次有給休暇取得による賃金のほうが高額なため労働者に有利となりますので、不適切な取得とはいえないと思われます。

なお、年次有給休暇を取得した日には賃金が支払われますので、労災保険の休業補償給付は受けられません。

答二 病気等で休業中の労働者の年次有給休暇の取り扱いについて行政解釈は「負傷または疾病等

合または法定休日労働となる場合には割増賃金の支払いが必要となります。なお、所定休日に労働させるために、就業規則等に『業務の都合により時間外・休日労働を命じる』旨の規定が必要ですし、労働させる時間は、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）で定める延長時間等の範囲内ではなければなりません。

御社では、所定労働日を休日とする際に、労働フル操業になるため、それらの休日の振替といふことで、10月以降の休日のうち10日を労働日にすることは可能でしょうか。また、既に通常の賃金を支払いました。秋以降、フル操業になるため、それらの休日の振替といふことで、10月以降の休日のうち10日を労働日にすることは可能でしょうか。

問二 当社には、仕事中に怪我（けが）をし、労災保険の休業補償を受けている契約社員があります。その場合、労働基準法26条の規定によ